

岩手中部水道企業団障害者活躍推進計画

1. 計画の目的

この計画は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号。以下「法」という。）に基づき、障害者が職業生活においてその意欲と能力を十分に発揮できる職場環境を整備することを目的とする。

2. 計画の期間

令和 2 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日までの 5 年間

3. 計画の推進体制

障害者を含めたすべての職員が理解を深め、この計画に取り組むために、数値目標の達成状況の点検や評価等を定期的の実施し、実情を踏まえながら計画の見直しを行い、障害者の活躍推進を図る。

4. 現状の把握

岩手中部水道企業団における令和 2 年 4 月 1 日現在の数値は以下のとおり。

○障害者雇用率

法定雇用率	算定基礎労働者数	雇用すべき 障害者の人数	障害者の数
2.5%	80 人	2 人	1 人

○職場定着率

採用 1 年後の定着率	平均勤続年数
100%	6 年

5. 数値目標

【目標 1】

令和 7 年 3 月 31 日までに 2 人以上の障害者を職員として任用する。

【目標 2】

令和 6 年度末の職場定着率を 100%とする。

6. 活躍推進に向けた具体的な取組み

（1）障害者雇用推進者の選任

法第 78 条に基づき、障害者の雇用の促進及びその雇用の継続を図るために、総務課長を「障害者雇用推進者」として選任する。

(2) 活躍しやすい職場体制の整備

- ・環境整備として、事務所内のバリアフリー対策を講じる。
- ・福祉車両や音声読み上げソフト・点字ソフト等の就労支援機器、手話通訳者等の補助者の配置など障害特性を考慮した体制の整備を行う。

(3) 合理的配慮の提供

年1回の調査及び所属長との年2回以上の面談等を通じて、それぞれの障害特性や能力、希望等を把握し、働きやすい職場環境の整備に向けて、合理的配慮の提供を行う。

以上